



三重県公報

県章

平成2年3月9日 金曜日

第120号

目次

企業庁管理規程

- 三重県企業庁公告管理規程の一部を改正する管理規程 (企業庁) 2

告示

- 字の区域を変更する旨の届出 (地方課) 2
- 同件 (同) 4
- 同件 (同) 4
- 同件 (同) 4
- 同件 (同) 5
- 医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (社会課) 5
- 平成2年度定期種畜検査の実施 (畜産課) 6
- 保安林の指定解除 (林業課) 7
- 公有水面埋立免許 (漁港課) 7
- 公有水面埋立免許の出願及びその関係書類の縦覧 (同) 9
- 公有水面竣功認可及びその関係書類の閲覧 (同) 11
- 道路の区域変更及びその関係図面の縦覧 (道路維持課) 12
- 道路の供用開始及びその関係図面の縦覧 (同) 19
- 計量器定期検査の実施 (計量検定所) 20

公安委告示

- 遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨 (公安委員会) 21
- 同件 (同) 22

公告

- 土地改良区役員の退任及び就任の届出 (耕地課) 22
- 土地改良事業の工事を完了した旨の届出 (同) 23
- 換地処分 (農村整備課) 24
- 換地処分をした旨の届出 (同) 24
- 同件 (同) 24
- 同件 (同) 24
- 同件 (同) 24

中島 課長補佐
 耕地 主任
 農林 主任

- 起業者からの土地立入りの通知 (調整課) 25
- 建築基準法の規定による公開の聴聞 (建築営繕課) 26
- 同件 (同) 26
- 平成2年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施 (同) 27
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 27
- 同件 (同) 28
- 同件 (同) 28
- 同件 (同) 28
- 同件 (同) 29

企業庁管理規程

三重県企業庁公舎管理規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成二年三月九日

三重県企業庁長 熊谷道夫

三重県企業庁管理規程第一号

三重県企業庁公舎管理規程の一部を改正する管理規程

三重県企業庁公舎管理規程(昭和四十八年三重県企業庁管理規程第七号)の一部を次のように改正する。

別表中第三号の項を削り、第四号の項を第三号の項とし、第五号の項から第二十号の項までを一項ずつ繰り上げる。

附則

この管理規程は、公布の日から施行する。

告示

三重県告示第141号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、飯南郡飯高町の区域内において、土地改良事業の施行に伴い、次のとおり字の区域を変更する旨、同町長から届出があった。

平成2年3月9日

三重県知事 田川亮三

- 1 飯南郡飯高町大字七日市字葉山に編入する区域
飯南郡飯高町大字七日市字中屋地227、228、228の3の一部、229の一部、

- 230の一部、231及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の一部
- 2 飯南郡飯高町大字七日市字橋詰に編入する区域
飯南郡飯高町大字七日市字葉山213の1の一部、213の3の一部、218の1の一部、218の3の一部、218の5の一部、220の一部、226の一部、字中屋地228の3の一部、229の一部、230の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部、字村田525の5、526の3、526の4の一部、532の3、532の4、532の5の一部、532の6の一部、532の7、532の8の一部、533、536の1から536の3まで、537及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部
- 3 飯南郡飯高町大字七日市字堂坂に編入する区域
飯南郡飯高町大字七日市字岸ノ前368、368の2、452、452の1及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部、字村田526の4の一部、527の2から527の4まで、529、529の1、529の2、531の1から531の4まで、532の5の一部、532の6の一部、532の8の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部、字木戸口451、451の1、453の一部に隣接する水路である国有地の全部
- 4 飯南郡飯高町大字七日市字むがうに編入する区域
飯南郡飯高町大字七日市字あながひと411の3、412、421、422、字水谷444、445に隣接する道路である国有地の全部
- 5 飯南郡飯高町大字七日市字中尾谷に編入する区域
飯南郡飯高町大字七日市字大西300の1、300の3及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部、字岩垣内304の一部、305の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の一部
- 6 飯南郡飯高町大字七日市字岩垣内に編入する区域
飯南郡飯高町大字七日市字八尻324の一部、325の1の一部、字後田329の一部、330の一部及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部、字前田338の一部、338の2の一部、339の一部、342の一部、349の2の一部及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部
- 7 飯南郡飯高町大字七日市字前田に編入する区域
飯南郡飯高町大字七日市字後田330の一部、331の一部
- 8 飯南郡飯高町大字七日市字恋が谷に編入する区域
飯南郡飯高町大字七日市字八尻313の2、315の2、316の1から316の3まで、317の2、317の3、318の1、318の2、319、319の2、320、320の1、321、322、323の1、323の2、324の一部、325の1の一部、325の2、326の1、326の2、327の1、327の2、328、1110の2の一部、1111の2、1111の3及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部並びに1111の1

の一部に隣接する道路である国有地の全部、字後田329の一部、330の一部、331の一部、332の1から332の3まで、333及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部、字前田338の2の一部

三重県告示第142号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、多気郡多気町の区域内において、土地改良事業の施行に伴い、次のとおり字の区域を変更する旨、同町長から届出があった。

平成2年3月9日

三重県知事 田川亮三

- 1 多気郡多気町大字河田字蟹裏に編入する区域
多気郡多気町大字河田字竹ヶ下1251の一部、1252の一部、1252の1の一部、1252の2の一部、1287の一部、1287の2の一部、1287の4の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部
- 2 多気郡多気町大字河田字竹ヶ下に編入する区域
多気郡多気町大字河田字蟹裏1524の一部、1524の2の一部、1528の一部、1532の一部、1532の1の一部及びこれらの区域に介在する道路等である国有地の全部

三重県告示第143号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、度会郡紀勢町の区域内において、土地改良事業の施行に伴い、次のとおり字の区域を変更する旨、同町長から届出があった。

平成2年3月9日

三重県知事 田川亮三

- 1 度会郡紀勢町崎字畑ヶ野に編入する区域
度会郡紀勢町崎字柄ヶ久保2687の1の一部、2692の1の一部、2692の2の一部、2693の一部、2693の1、2694、2694の1、2695の1の一部、2696の2の一部、2696の3の一部、2697の1の一部、2697の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部
- 2 度会郡紀勢町崎字柄ヶ久保に編入する区域
度会郡紀勢町崎字畑ヶ野2698の一部及びこの区域に隣接する水路である国有地の一部

三重県告示第144号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、度会郡紀

勢町の区域内において、土地改良事業の施行に伴い、次のとおり字の区域を変更する旨、同町長から届出があった。

平成2年3月9日

三重県知事 田川亮三

- 1 度会郡紀勢町崎字中谷に編入する区域
度会郡紀勢町畑ヶ野2779の一部、字三十郎2811の一部、2811の1の一部、2812の一部、2813の1の一部及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部
- 2 度会郡紀勢町崎字畑ヶ野に編入する区域
度会郡紀勢町崎字中谷2803の2の一部、2809の一部、2810、字三十郎2811の一部、2831の1の一部、2832の一部

三重県告示第145号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、名賀郡青山町の区域内において、土地改良事業の施行に伴い、次のとおり字の区域を変更する旨、同町長から届出があった。

平成2年3月9日

三重県知事 田川亮三

- 1 名賀郡青山町老川字岡部に編入する区域
名賀郡青山町老川字北谷780の一部、808の2の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の一部並びに782に隣接する道路である国有地の一部
- 2 名賀郡青山町老川字北谷に編入する区域
名賀郡青山町老川字岡部681の4の一部、681の5の一部、682の1の一部、682の2、683の1の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の一部

三重県告示第146号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定した。

平成2年3月9日

三重県知事 田川亮三

指定医療機関の 名称	開設者の氏名	所在地	指 定 年 月 日
医療法人落合ク リニック	医療法人常磐会	四日市市ときわ 2-7-8	2.1.1

医療法人健侑会 四日市インター クリニック	医療法人健侑会	四日市市高角町 734-1	2.1.1
医療法人向陽会 中村医院	医療法人向陽会	四日市市泊山崎町 3-22	2.1.1
高見内科	医療法人 社団高見内科	伊勢市岡本1-4-28	2.1.8
医療法人 社団中田会 中田整形外科	医療法人 社団中田会	松阪市小黒田町 490-3	2.1.1
よしざわ内科消化器科	吉澤教彦	松阪市井村町478-1	2.2.1
医療法人 東整形外科	医療法人 東整形外科	名張市桔梗が丘 8-5-110	2.2.1
中嶋医院	中嶋竹蔵	度会郡玉城町蚊野 2148-8	2.2.9
おぎた小児歯科	荻田修二	桑名市大字東方字市之 縄103-3	1.12.12
医療法人良友会 中尾歯科医院玉 垣診療所	医療法人良友会	鈴鹿市南玉垣町7002	2.1.1
医療法人良友会 中尾歯科医院磯 山診療所	医療法人良友会	鈴鹿市東磯山2-22	2.1.1
医療法人良友会 中尾歯科医院亀 山診療所	医療法人良友会	亀山市東御幸町66-1	2.1.1
セントラル歯科	伊藤龍也	桑名市中央町2-34	2.2.1
中村歯科クリニ ック	中村伸也	津市西丸之内27-17	2.1.1
笠原歯科	笠原浩義	津市栄町3-279	2.1.12
身障者歯科セン ター	社団法人三重県 歯科医師会	津市桜橋2-120-2	2.2.19
湯の山老人保健 施設	医療法人尚徳会	三重郡菟野町大字千草 字東江野7045-73	2.2.1

三重県告示第147号

家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第2条第1項の規定により、平成2年度定期種畜検査を次のとおり実施する旨、農林水産大臣から通知があった。

平成2年3月9日

三重県知事 田川亮三

検査期日	検査開始時刻	検査場所			受検区域
		郡	町	位置	
平成2年 5月14日	午後1時	度会郡	玉城町	太平洋ブリーディング 株式会社 伊勢牧場	度会郡一円

三重県告示第148号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成2年3月9日

三重県知事 田川亮三

- 解除に係る保安林の所在場所
北牟婁郡紀伊長島町東長島字丸山3012の4から3012の9まで、3013の2、3013の3、3016の7から3016の9まで、3016の15、3016の17、3016の18
- 保安林として指定された目的
魚つき
- 解除の理由
指定理由の消滅

三重県告示第149号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面埋立てを次のとおり免許した。

平成2年3月9日

三重県知事 田川亮三

- 免許年月日
平成2年3月9日
- 免許を受けた者の所在地及び名称並びにその代表者の住所及び氏名
免許を受けた者
津市広明町13
三重県
代表者
津市観音寺町446-20
三重県知事 田川亮三
免許を受けた者
度会郡南島町神前浦15
南島町

代表者

度会郡南島町阿曾浦70-1
南島町長 竹内 組夫

3 埋立ての位置、区域及び面積

(1) 位置

度会郡南島町阿曾浦字ウグラヤマ345-308、345-2、345-364、345-363、345-3、345-23、345-302、345-303、345-304、345-300、345-334、345-333、345-338、345-340、345-336、345-335 地先公有水面及び字ツキダシ340-1 地先公有水面

(2) 区域

次の①の地点から⑥の地点までを順次直線で結んだ線、⑥の地点から⑨の地点までを順次直線で結ぶ平成元年6月2日付け三重県指令漁港第2-13号で竣功認可された埋立地の陸地と公有水面との境界線(DL+1.859mにより決定)、①の地点と⑨の地点を結ぶ満潮位(DL+1.859m)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 阿曾浦港前浜突堤灯台(北緯34°16'18.58" 東経136°34'57.00") から349°00' 645.0mの地点

- ②の地点 ①の地点から 117°30' 15.6mの地点
- ③の地点 ②の地点から 197°30' 50.0mの地点
- ④の地点 ③の地点から 107°30' 24.0mの地点
- ⑤の地点 ④の地点から 177°00' 80.0mの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から 112°30' 40.0mの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から 209°00' 3.0mの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から 108°00' 12.8mの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から 190°00' 14.2mの地点

(3) 面積

5,479.09㎡

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

度会郡南島町阿曾浦字ウグラヤマ345-93、345-308、345-23、345-2の一部、345-92の一部、345-306の一部、345-307の一部、345-364の一部、345-363の一部、345-3の一部、345-302の一部、345-303の一部、345-304の一部、345-300の一部、345-334の一部、345-333の一部、345-338の一部、345-340の一部、345-336の一部、345-335の一部及びこれらの地先公有水面並びに字ツキダシ340-1の一部、竣功告示のあった埋立地の一部及びこれらの地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び④の地点と⑭の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

④の地点 阿曾浦港前浜突堤灯台(北緯34°16'18.58" 東経136°34'57.00") から350°00' 663.0mの地点

- ⑤の地点 ④の地点から 107°30' 80.0mの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から 190°00' 53.0mの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から 177°00' 48.0mの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から 112°00' 28.0mの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から 188°30' 65.0mの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から 241°00' 35.0mの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から 279°30' 16.2mの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から 305°00' 30.0mの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から 316°30' 60.0mの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から 356°30' 65.2mの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から 19°00' 35.0mの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から 12°30' 25.0mの地点

(3) 面積

18,785.55㎡

5 埋立地の用途

- 岸壁敷
- 取付護岸敷
- 船揚場敷
- 漁港施設用地
- 漁港関連施設用地

三重県告示第150号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第2項の規定により、公有水面の埋立てについて、次のとおり免許の出願があった。

なお、当該出願に係る関係書類は、平成2年3月9日から同月29日まで三重県農林水産部水産事務局漁港課及び南島町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成2年3月9日

三重県知事 田川 亮 三

1 出願の年月日

平成2年1月25日

2 出願者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

出願者

度会郡南島町神前浦15

南島町

代表者

度会郡南島町阿曾浦70

南島町長 竹内 組夫

3 埋立ての位置、区域及び面積

(1) 位置

度会郡南島町東宮字ハラ382地先公有水面

(2) 区域

次の①の地点から⑦の地点までを順次直線で結んだ線、⑦の地点と⑧の地点を結ぶ平成元年12月8日付け三重県指令漁港第2-20号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線(DL+1.859mにより決定)、①の地点と⑧の地点を結ぶ満潮位(DL+1.859m)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 奈屋浦港東防波堤灯台(北緯34°16'20.79" 東経136°32'32.41")から148°30' 462.9mの地点

②の地点 ①の地点から 268°30' 91.8mの地点

③の地点 ②の地点から 358°30' 7.7mの地点

④の地点 ③の地点から 88°30' 3.1mの地点

⑤の地点 ④の地点から 358°30' 153.0mの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 88°30' 0.76mの地点

⑦の地点 ⑥の地点から 358°30' 104.0mの地点

⑧の地点 ⑦の地点から 88°30' 151.7mの地点

(3) 面積

44,521.14㎡

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

度会郡南島町東宮字ハラ383、384の一部、382の一部及び地先公有水面並びに字浜田377、387-1、387-2の一部

(2) 区域

次の各地点を順次直線で結んだ線及び④の地点と①の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

④の地点 奈屋浦港東防波堤灯台(北緯34°16'20.79" 東経136°32'32.41")から150°00' 514.9mの地点

⑧の地点 ④の地点から 268°30' 150.0mの地点

③の地点 ⑧の地点から 339°00' 299.0mの地点

①の地点 ③の地点から 26°00' 70.0mの地点

⑤の地点 ①の地点から 88°30' 267.0mの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 146°30' 90.5mの地点

⑦の地点 ⑥の地点から 163°00' 60.0mの地点

⑧の地点 ⑦の地点から 189°30' 95.5mの地点

①の地点 ⑧の地点から 239°30' 114.1mの地点

(3) 面積

94,913.12㎡

5 埋立地の用途

岸壁敷

護岸敷

漁港施設用地

漁港関連施設用地

三重県告示第151号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、次のとおり竣功認可をした。

なお、関係書類は、鳥羽市役所に備え置いて、この告示の日から起算して10年間閲覧に供する。

平成2年3月9日

三重県知事 田 川 亮 三

1 竣功認可年月日

平成2年3月9日

2 竣功認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

竣功認可を受けた者

鳥羽市鳥羽3-1-1

鳥羽市

代表者

鳥羽市小浜町300-1

鳥羽市長 水谷 皓一

3 埋立ての位置、区域及び面積

(1) 位置

鳥羽市国崎町字大津坂410、410-1地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次直線で結んだ線及び①の地点と④の地点を結ぶ満潮位(DL+2.039m)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 国崎港南防波堤灯台(北緯34°24'29.6" 東経136°55'38")から
17°15' 138.0mの地点

②の地点 ①の地点から 213°00' 28.7mの地点

③の地点 ②の地点から 302°30' 60.05mの地点

④の地点 ③の地点から 32°30' 41.46mの地点

(3) 面積

2,046.51㎡

4 埋立ての免許年月日及び番号

昭和57年5月7日

三重県指令漁港第2-12号

三重県告示第152号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、「関係図面」は、三重県土木部道路維持課に備え置いて、告示の日から3月間縦覧に供する。

平成2年3月9日

三重県知事 田川 亮 三

第1

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 167号

3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
	鳥羽市鳥羽一丁目1-13地先から	旧	6.90~16.00	261.00
	鳥羽市池上町1-1地先まで	旧新	20.00~42.00	306.00

第2

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 167号

3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
	志摩郡磯部町恵利原字宮地1062-1地先から	旧	6.70~7.70	54.00
	志摩郡磯部町恵利原字宮地1063-4地先まで	新	8.00~12.20	54.00

第3

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 260号

3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
	度会郡南勢町大字伊勢路字駒田19の7番地先から	旧	5.50~7.30	57.00
	度会郡南勢町大字伊勢路字駒田258の3番地先まで	新	6.00~10.20	57.00

第4

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 311号

3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
	南牟婁郡御浜町大字阪本字上ノ平956番地先から	旧	4.90~13.60	320.00
	南牟婁郡御浜町大字阪本字高見1111-1-3番地先まで	新	5.20~25.00	320.00

第5

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 311号

3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
	南牟婁郡御浜町大字阪本字中地612-3番地先から	旧	4.00~8.00	140.00
	南牟婁郡御浜町大字阪本字中菅ノ芝531番地先まで	新	6.00~8.50	140.00

第6

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 368号

3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
	多気郡勢和村大字色太字石神947番13地先から	旧	4.50~20.00	440.00
	多気郡勢和村大字丹生字小松広4420番18地先まで	新		
	多気郡勢和村大字色太字石神947番13地先から	新	11.00~79.00	310.00
	多気郡勢和村大字丹生字池谷4504番4地先まで			

第7

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 368号
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
	名張市上比奈知字西出65-1番地先から	旧	3.00~8.80	622.00
	名張市上比奈知字長サ855番地先まで	新	4.00~10.50	622.00

第8

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 358号
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
	名張市上比奈知字西出5番地先から	旧	3.00~7.60	331.80
	名張市上比奈知西出222番地先まで	新	5.00~8.20	331.80

第9

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 紀伊長島飯高線
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
	北牟婁郡紀伊長島町大原字中井垣内187番1地先から	旧	6.50~12.50	20.00
	北牟婁郡紀伊長島町大原字中井垣内187番1地先まで	新	12.50	20.00

第10

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 伊勢多気線
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
	多気郡多気町大字四神田字西浦587番1地先から	旧	5.00~10.00	794.00
	多気郡多気町大字仁田字町村462番地先まで	新		
	多気郡多気町大字四神田字西浦587番1地先から	新	12.00~82.00	962.00
	多気郡多気町大字仁田字ヲク村420番8地先まで			

第11

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南勢磯部線
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
	志摩郡磯部町栗木広字地藏沖695地先から	旧	7.00~8.70	230.00
	志摩郡磯部町栗木広字夏草廣146-1地先まで	新	10.00~11.90	230.00

第12

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 浜島阿児線
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
	志摩郡阿児町鶴方字長原1010-2地先から	旧	7.30~14.50	359.60
	志摩郡阿児町鶴方字長原1025-1地先まで	旧新	9.50~15.00	333.00

第13

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 浜島阿児線
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
	志摩郡阿児町鶴方字カヤウ1050-6地先から	旧新	7.80~31.00	1,192.50
	志摩郡阿児町鶴方字中河内1377-8地先まで	新	8.80~24.00	985.00

第14

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 亀山白山線
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
	安芸郡芸濃町大字北神山字里之内844-3番地先から	旧	4.20~13.50	180.90
	安芸郡芸濃町大字北神山字坂ノ下1650-1番地先まで	旧新	8.50~14.00	180.00

第15

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 七色狭線
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
	熊野市井戸町字西2933番地先から	旧	3.00~15.50	210.00
	熊野市井戸町字西2959-5番地先まで	新	7.80~23.20	210.00

第16

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 紀宝川瀬線
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
	南牟婁郡紀宝町大字桐原字入谷 922番地先から	新	6.50~39.50	2,758.00
	南牟婁郡御浜町大字片川字平野1091番地先まで			

第17

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 紀宝川瀬線
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
	南牟婁郡紀宝町大字井内字清水 123-5番地先から	旧	6.50~8.50	82.27
	南牟婁郡紀宝町大字井内字清水1205番地先まで	新	7.60~10.80	82.27

第18

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 烏羽磯部線
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
	志摩郡磯部町の矢字浄土22の2番地先から	旧	1.00~3.00	770.00
	志摩郡磯部町の矢字吉浜97番地先まで			
	志摩郡磯部町の矢字浄土20の13番地先から	旧	7.00~23.00	728.30
	志摩郡磯部町の矢字吉浜97番地先まで	新		

第19

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 草生窪田津線
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
	津市大里窪田町字平尾前1472-1番地先から	旧	6.40~8.50	230.00
	津市大里窪田町字平尾前1447-1番地先まで	新	9.20~15.60	230.00

第20

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 丹生寺一志線
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
	松阪市小野町字女牛谷 672番地先から	旧	4.80~11.50	1,260.00
	一志郡嬉野町大字下之庄字溝端 6-1番地先まで	新	10.00~45.00	1,400.00

第21

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 甲南上野線
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
	阿山郡阿山町大字玉滝字新田 10012番 13地先から	旧	15.00~21.00	66.00
	阿山郡阿山町大字玉滝字新田 10012番 12地先まで	新	16.00~20.00	66.00

第22

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鈴鹿港線
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
	鈴鹿市一ノ宮町字里山 1番地先から	旧	5.00~22.20	69.60
	鈴鹿市一ノ宮町字里山 5番 1地先まで	新	11.50~22.20	69.60

第23

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安乗港線
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
志摩郡阿児町鶴方字鶴方道2824—41地先から		旧	6.90~21.00	120.00
志摩郡阿児町鶴方字鶴方道2824—41地先まで		新	7.50~21.00	120.00

第24

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 木曾岬弥富停車場線
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
桑名郡木曾岬町大字中和泉 314 番 1 地先から		旧	4.40~7.10	45.70
桑名郡木曾岬町大字中和泉 294 番 2 地先まで		新	4.60~9.70	45.70

第25

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鼎田辺線
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
員弁郡北勢町大字田辺字宮之前1625番 1 地先から		旧	8.00~13.00	99.00
員弁郡北勢町大字田辺字宮之前1612番 1 地先まで		新	10.80~21.00	99.00

第26

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岩出新田線
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
度会郡玉城町岩出 566 番地先から		旧	4.30~6.80	720.60
度会郡玉城町中角字向井1532の1番地先まで		新		
度会郡玉城町岩出字蚊山 410 番地先から		新	9.00~36.70	844.60
度会郡玉城町中角字向井1532の1番地先まで				

第27

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 里鹿谷線
- 3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
志摩郡阿児町甲賀字里1587地先から		旧	3.40~11.90	2,068.00
志摩郡阿児町甲賀字鹿谷3101の13地先まで		旧新	8.20~30.00	2,153.00

第28

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小船紀宝線
- 2 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
南牟婁郡紀和町大字小船字大谷17番地先から		旧	4.70~13.80	226.00
南牟婁郡紀和町大字小船字大谷 2 番地先まで		新	8.50~38.80	186.50

三重県告示第153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、「関係図面」は、三重県土木部道路維持課に備え置いて、告示の日から3月間縦覧に供する。

平成2年3月9日

三重県知事 田川亮三

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 368号	名張市上比奈知字西出65—1番地先から 名張市上比奈知字長ササ355番地先まで	平成2年3月9日
一般国道 368号	名張市上比奈知字西出5番地先から 名張市上比奈知字西出222番地先まで	平成2年3月9日
県道 紀伊長島飯高線	北牟婁郡紀伊長島町大原字前垣内216番3 から 北牟婁郡紀伊長島町大原字中井垣内212番 1地先まで	平成2年3月9日
県道 紀伊長島飯高線	北牟婁郡紀伊長島町大原字中井垣内233番 地先から 北牟婁郡紀伊長島町大原字折戸281番地先 まで	平成2年3月9日

県道 七色峡線	熊野市井戸町字西2933番地先から 熊野市井戸町字西2959-5番地先まで	平成2年3月9日
県道 紀宝川瀬線	南牟婁郡紀宝町大字井内字清水123-5番地先から 南牟婁郡紀宝町大字井内字清水1205番地先まで	平成2年3月9日
県道 磯部大王自転車道線	志摩郡阿児町国府字殿畑4177地先から 志摩郡阿児町国府字東海道3751地先まで	平成2年3月9日
県道 草生窪田津線	津市大里窪田町字平尾前1472-1番地先から 津市大里窪田町字平尾前1447-1番地先まで	平成2年3月9日
県道 安乗港線	志摩郡阿児町鶴方字鶴方道2824-41地先から 志摩郡阿児町鶴方字鶴方道2824-41地先まで	平成2年3月9日
県道 畑毛東貝野阿下喜線	員弁郡北勢町大字畑毛字王井内642番地先から 員弁郡北勢町大字畑毛字宮の前95番5地先まで	平成2年3月9日
県道 東貝野南中津原丹生川停車場線	員弁郡北勢町大字北中津原字上垣内207番1地先から 員弁郡北勢町大字南中津原字東垣内751番地先まで	平成2年3月9日
県道 里鹿谷線	志摩郡阿児町甲賀字里1587地先から 志摩郡阿児町甲賀字鹿谷3101の13地先まで	平成2年3月9日
県道 小船紀宝線	南牟婁郡紀和町大字小船字大谷17番地先から 南牟婁郡紀和町大字小船字大谷2番地先まで	平成2年3月9日
県道 大沼御浜線	熊野市育生町大字赤倉字沖ノ峪318-8番地先から 熊野市育生町大字赤倉字沖ノ峪318-1番地先まで	平成2年3月9日
一般国道 309号	熊野市飛鳥町大字神山字岩屋通り902-5番地先から 熊野市飛鳥町大字神山字岩屋通り905-12番地先まで	平成2年3月9日

三重県告示第154号

計量法（昭和26年法律第207号）第139条第1項の規定により、尾鷲市及び熊野市において、次のとおり計量器の定期検査を実施する。

平成2年3月9日

三重県知事 田川亮三

施行年月日	受付時間	検査場所
4月9日	午後2時から午後3時まで	須賀利漁業協同組合
4月10日	午前9時30分から午前10時30分まで	三木里公民館
"	午前11時から正午まで	三木浦漁業協同組合

4月10日	午後1時30分から午後3時30分まで	九鬼漁業協同組合
4月11日	午前9時30分から午後2時まで	尾鷲市体育文化会館
4月12日	"	"
4月13日	午前9時30分から正午まで	"
4月16日	午後1時から午後2時30分まで	矢の浜公民館
"	午後3時から午後4時まで	向井公民館
4月17日	午前9時30分から午前10時まで	梶賀漁業協同組合
"	午前10時30分から午前11時30分まで	賀田公民館
"	午後1時30分から午後2時30分まで	古江漁業協同組合
4月18日	午前9時30分から午後2時まで	熊野市商工会議所
4月19日	午前9時30分から午前10時まで	熊野市農業協同組合金山事業所
"	午前10時30分から午前11時30分まで	久生屋公民館
4月20日	午前9時30分から午前11時30分まで	熊野市役所飛鳥出張所
"	午後1時から午後2時まで	磯崎漁業協同組合
4月23日	午後2時から午後4時まで	熊野市農業協同組合本所
4月24日	午前10時から午前11時まで	熊野市役所五郷出張所
"	午後1時から午後2時まで	熊野市役所神上出張所
"	午後2時30分から午後3時30分まで	熊野市役所青生出張所
4月25日	午前9時30分から午前11時30分まで	熊野市役所新鹿出張所
"	午後1時から午後2時まで	遊木浦漁業協同組合
"	午後2時30分から午後3時30分まで	二木島漁業協同組合
4月26日	午前9時30分から正午まで	三重県熊野庁舎



三重県公安委員会告示第14号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定に基づき検定申請のあった次の遊技機の型式は、同条第3項の規定に基づく遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している。

平成2年3月9日

三重県公安委員会委員長 宮原九一

遊技機の型式	製造業者の名称	検定年月日	検定番号
安全大一	株式会社大一商会	平成2年3月9日	010005
グレートキング	株式会社大一商会	平成2年3月9日	900693
ハードル	株式会社平和	平成2年3月9日	930651
ブラボーエクスードⅢ	株式会社平和	平成2年3月9日	900676

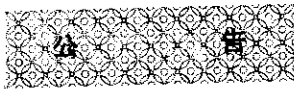
三重県公安委員会告示第15号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定に基づき検定申請のあった次の遊技機の型式は、同条第3項の規定に基づく遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している。

平成2年3月9日

三重県公安委員会委員長 宮原 九一

遊技機の型式	製造業者の名称	検定年月日	検定番号
スターダムZ	株式会社平和	平成2年3月9日	900650
スーパールーレットP-2	株式会社ソフィア	平成2年3月9日	900634
ダービー7P-3	株式会社ソフィア	平成2年3月9日	900663
ワイルド4WD	株式会社ソフィア	平成2年3月9日	910674



土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から、理事及び監事の退任及び就任の届出があった。

平成2年3月9日

三重県知事 田川 亮三

熊野地区土地改良区（熊野市金山町2400番地）

退任理事

熊野市金山町 13番地の5	山口 順一郎
〃 〃 1400番地	栃尾 喜正
〃 〃 424番地	榎本 俊三
〃 〃 1847番地の1	大西 博
〃 〃 1288番地	小久保 恵生
〃 久生屋町1389番地2	松本 源一

退任監事

熊野市金山町 178番地	島田 楠造
〃 久生屋町 408番地	西 峯

就任理事

熊野市金山町 13番地の5	山口 順一郎
〃 〃 1400番地	栃尾 喜正
〃 〃 424番地	榎本 俊三
〃 〃 1847番地の1	大西 博

熊野市金山町1288番地	小久保 恵生
〃 久生屋町 494番地	西 伝

就任監事

熊野市金山町 178番地	島田 楠造
〃 久生屋町 408番地	西 峯

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨、届出があった。

平成2年3月9日

三重県知事 田川 亮三

事業主体名	事業名	工事完了年月日
多気町	第一次農業構造改善事業 西山地区 ほ場整備	昭和45年11月14日
〃	第二次農業構造改善事業 油田地区 ほ場整備	昭和50年3月31日
〃	第二次農業構造改善事業 笠木地区 ほ場整備	昭和51年3月31日
〃	第二次農業構造改善事業 野中地区 ほ場整備	昭和53年3月31日
〃	団体営同和对策農業基盤 整備事業 弟国地区 ほ場整備	昭和52年3月31日
〃	農林業同和对策事業 井戸谷地区 ほ場整備	昭和53年3月31日
〃	農林業同和对策事業 前村地区 ほ場整備	昭和54年3月31日
〃	農林業同和对策事業 前村地区 ほ場整備	昭和57年3月31日
〃	転作促進特別対策事業 五桂地区 ほ場整備	昭和57年3月31日
〃	地域農業生産総合振興事 業 油夫地区 ほ場整備	昭和57年3月31日
〃	農村総合整備モデル事業 東池上地区 ほ場整備	昭和58年3月31日

多気町	新農業構造改善事業 五桂地区 ほ場整備	昭和59年7月30日
〃	農林業同和対策事業 三疋田地区 ほ場整備	昭和59年3月31日
〃	農林業地域改善対策事業 前村地区 ほ場整備	平成元年3月31日
〃	農林業地域改善対策事業 三疋田地区 ほ場整備	平成元年3月31日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営畜産経営環境整備事業中勢南部地区七日市換地区の換地処分をした。

平成2年3月9日

三重県知事 田川亮三

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、多気町から換地処分（河田地区）をした旨、届出があった。

平成2年3月9日

三重県知事 田川亮三

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、青山町から換地処分（老川地区）をした旨、届出があった。

平成2年3月9日

三重県知事 田川亮三

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、紀勢町から換地処分（栃ヶ久保地区）をした旨、届出があった。

平成2年3月9日

三重県知事 田川亮三

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、紀勢町から換地処分（畑ヶ野第二地区）をした旨、届出があった。

平成2年3月9日

三重県知事 田川亮三

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第1項ただし書の規定により、起業者から次のとおり土地立入りの通知があった。

平成2年3月9日

三重県知事 田川亮三

- 1 起業者の名称
日本道路公団
- 2 事業の種類
高速自動車国道近畿自動車道関伊勢線新設工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域

市町村	町又は大字	字
多気町	大字前村	字宮谷地内
	大字油夫	字大釜地内
玉城町	大字勝田	字二ノ谷地内
	大字岩出	字塚名及び字所り垣地内
伊勢市	佐八町	字船場、字中之垣外、字白木、字向口、字濱松、 字源蔵田、字大谷、字鉄鉋谷、字赤坂
		字山ノ神田、字池ノ上、字才目谷、字作右衛門谷、 字大山、字奥ノ広、字落合、字寺原及び字笹原地内
津村町	前山町	字口山田、字ハノカ、字奥山田及び字白木地内
		字名吉谷、字亀谷部、字中之尾、字前林、 字河原谷、字西之屋敷、字井戸谷、字白石、 字赤谷、字大曾谷、字境目谷及び字東山地内
藤里町		字日々ヶ谷、字腹谷、字高原、字東高原、 字七曲り、字檜原、字西起及び字長尾谷地内
勢田町		字船江山、字焼山、字里中、 字中起及び字津摩利石地内
桜木町		字正亀田、字荒山、字西裏、字西側、字東側 字拓ヶ廣三ノ谷、字拓ヶ廣 字丸山及び字ガタガタ地内
中之町		字東裏、字東側、字浅香山及び字西側地内
久世戸町		字中之切、字飴屋の上、字下之阪、 字南谷及び字腹尾地内
楠部町		字廣瀬、字奥、字浅香山及び字西山地内

- 4 立ち入ろうとする期間

平成2年4月1日から平成3年3月31日まで

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第1項ただし書の規定に基づく建築物の建築許可について、同法第48条第9項の規定により公開による聴聞を次のとおり行う。

平成2年3月9日

三重県知事 田川亮三

聴聞の日時	聴聞の場所	聴聞の目的
平成2年3月19日 (月) 午後3時から	伊勢市神田久志本町1436-1 伊勢市消防署2階会議室	第一種住居専用地域内における次の建築（新築）許可について、利害関係を有する者からの意見聴取 建築主 伊勢市岩淵1丁目13-19 有限会社 力也 代表取締役 山口陽市 建築場所 伊勢市黒瀬町字池ノ口869-2 869-4 建築物用途 飲食店 構造 鉄骨及木造2階建 延面積 525.39㎡

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第1項ただし書の規定に基づく建築物の建築許可について、同法第48条第9項の規定により公開による聴聞を次のとおり行う。

平成2年3月9日

三重県知事 田川亮三

聴聞の日時	聴聞の場所	聴聞の目的
平成2年3月20日 (火) 午前9時30分から	桑名市中央町5丁目71 三重県桑名庁舎2階第1会議室	工業地域内における次の建築（新築）許可について、利害関係を有する者からの意見聴取 建築主 桑名市大字江場1486番地 医療法人 誠会山崎病院 理事長 恒川晋 建築場所 桑名市大字江場字中糺1363-2、1364-2、1365 建築物用途 病院 構造 鉄筋コンクリート造 4階建 延面積 1,850.49㎡

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成2年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の17第1項の規定により、財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成2年3月9日

三重県知事 田川亮三

1 試験期日及び時間

(1) 学科の試験

平成2年7月8日（日） 午前10時から午後5時10分まで

(2) 設計製図の試験

平成2年9月16日（日） 午前11時30分から午後4時まで

2 試験場

津市上浜町1515 三重大学教育学部

3 受験申込書の受付

期 間	時 間	受付場所
平成2年4月16日（月）から 4月20日（金）まで	午前10時から 午後4時まで	津市桜橋2-177-2 三重県建設産業会館 5階大会議室

4 合格者の発表

平成2年11月30日（金）頃に発表する。

なお、学科の試験については、平成2年8月31日（金）頃に発表する。

5 その他

設計製図の課題は、平成2年6月27日（水）頃から財団法人建築技術教育普及センター東海北陸支部（名古屋市中区栄4-3-26）及び社団法人三重県建築士会（津市桜橋2-177-2）の事務所に掲示するとともに、「学科の試験」の試験場に掲示する。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により津都市計画下水道の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供する。

平成2年3月9日

三重県知事 田川亮三

1 都市計画の種類

津市流域関連公共下水道
都市計画図書において表示する。

2 縦覧場所

三重県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により津都市計画ごみ処理場の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供する。

平成2年3月9日

三重県知事 田 川 亮 三

1 都市計画の種類

津地区広域圏粗大ごみ処理場
都市計画図書において表示する。

2 縦覧場所

三重県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により桑名都市計画公園の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供する。

平成2年3月9日

三重県知事 田 川 亮 三

1 都市計画の種類

2・2・81号 星川第一公園
2・2・82号 星川第二公園
2・2・83号 星川第三公園
2・2・84号 星川第四公園
2・2・85号 星川第五公園
都市計画図書において表示する。

2 縦覧場所

三重県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により桑名都市計画道路の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該

都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供する。

平成2年3月9日

三重県知事 田 川 亮 三

1 都市計画の種類

7・6・3号 星川環状線
都市計画図書において表示する。

2 縦覧場所

三重県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により鈴鹿都市計画公園の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供する。

平成2年3月9日

三重県知事 田 川 亮 三

1 都市計画の種類

2・2・12号 青谷公園
2・2・68号 高岡山北公園
2・2・69号 高岡南公園
都市計画図書において表示する。

2 縦覧場所

三重県土木部都市計画課

毎週火、金曜日発行

購読料（送料共）1箇月 2,260円

1箇年 27,120円

平成2年3月9日印刷発行
津市広明町13番地

三重県
印刷 三重県総務部学事文書課